

第17 多数当事者

1 連帯債務（変更）

民法第432条

債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

（改正前民法432条）

数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

（改正前民法428条）

債権の目的がその性質上又は当事者の意思表示によって不可分である場合において、数人の債権者があるときは、各債権者はすべての債権者のために履行を請求し、債務者はすべての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。

まず、債権の目的がその性質上可分である場合であることを要件とする。債権の目的がその性質上不可分の場合には不可分債務とすることにより、両者を明確に区別する趣旨である。

また、連帯債務の成立要件として、法令の規定又は当事者の意思表示とすることにより、不可分債権の場合と対比させている。

かような対比は、今回の改正において、連帯債権及び不可分債権にも反映された（6以下参照）。即ち、

・その性質上不可分である場合	不可分債務
・その性質上可分である場合（+当事者の意思表示による場合）	連帯債務

とされたことを受けて、連帯債務と平仄を合わせるため、

・その性質上不可分である場合	不可分債権
・その性質上可分である場合（+当事者の意思表示による場合）	連帯債権

と整理して規定し直すこととなった。

2 連帯債務者の一人について生じた事由の効力等

(1) 履行の請求（変更）

改正前民法第434条を削除する。

（改正前民法434条）

連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる。

今回の改正により、請求に絶対的効力を認めないこととなった。そのため、連帯債務者の一人に対する履行の請求は、その請求を受けた連帯債務者にのみ、遅滞が生じ、かつ消滅時効における更新・完成猶予が発生することになる。

ただし、後に述べるように、連帯債務者の一人に生じた事由が他の連帯債務者に及ぶ場合として、債権者とその「他の」連帯債務者との間で別異の合意をしている場合を規定していることから、債権者が請求の履行を受けない連帯債務者と格別の合意をしている場合には、履行の請求の効果を及ぼすことが可能となっている。

(2) 連帯債務者の一人による相殺（変更）

民法第439条（条文の位置が変更されている）

(1) 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する（民法第436条第1項と同文）

(2) 前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度で、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことがで

きる。

(改正前民法436条)

1 改正法と同じ

2 前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分についてのみ他の連帯債務者が相殺を援用することができる。

本条は、負担部分の限度で、他の連帯債務者が債権者に対して債務の履行を拒むことができる」と規定したものであり、判例及び通説を改めるものであることを明確にしている。

(3)連帯債務者の一人に対する免除(変更)

改正前民法第437条を削除するものとする。

民法第445条

連帯債務者の一人に対して債務の免除がなされ、又は連帯債務者の一人のために時効が完成した場合においても、他の連帯債務者は、その一人の連帯債務者に対し、第442条第1項の求償権を行使することができる。

(改正前民法437条)

連帯債務者の一人に対してした債務の免除は、その連帯債務者の負担部分についてのみ、他の連帯債務者の利益のためにも、その効力を生ずる。

今回の改正により、連帯債務者の一人に対してした債務の免除は、他の連帯債務者に影響しないこととなった。そして、その場合、免除を受けない連帯債務者が債権者に弁済した場合において、その連帯債務者は免除を受けた連帯債務者に対し求償することができることとなった。

これにより、債権者からの免除は、その免除を受けた連帯債務者にとっては、単に債権者から請求を受けないという意味に留まるものとなり、免除を受けたことをもって、他の連帯債務者からの求償の請求を拒むことはできないこととなったものである。

(4)連帯債務者の一人についての時効の完成(変更)

民法第439条を削除する。

民法第445条

連帯債務者の一人に対して債務の免除がなされ、又は連帯債務者の一人のために時効が完成した場合においても、他の連帯債務者は、その一人の連帯債務者に対し、第442条第1項の求償権を行使することができる。

(改正前民法439条)

連帯債務者の一人のために時効が完成したときは、その連帯債務者の負担部分については、他の連帯債務者も、その義務を免れる。

ほぼ、連帯債務者の一人に対する免除と同趣旨である。

(5)相対的効力の原則(変更)

改正前民法第440条の規律を次のように改めるものとする。

民法第441条

第438条、第439条第1項、及び前条に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。

(改正前民法440条)

第434条から前条までに規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。

本条は、改正前民法440条を実質的に維持するものである。ただ、従前絶対的効力を有するとされていた請求、免除、時効の完成が、相対的効力しかもたないものとされたことから、請求、免除、時効の完成が、本条に含まれることになる点で変更が生じることとなる。

なお、連帯債務者の一人について生じた事由が他の連帯債務者に影響するかどうかについて、利害関係を有するのは、債権者と他の連帯債務者であることから、債権者と他の連帯債務者とが別段の意思表示をしている場合には、連帯債務者の一人について生じた事由が、当該別段の意思表示をした連帯債務者に及ぼすことを許容した。

3 破産手続の開始（廃止）

改正前民法第441条を削除する。

（改正前民法441条）

連帯債務者の全員又はそのうちの数人が破産手続開始の決定を受けたときは、債権者は、その債権の全額について各破産財団の配当に加入することができる。

（破産法104条1項）

数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人若しくは一人について破産手続開始の決定があったときは、債権者は、破産手続開始の時に有する債権の全額についてそれぞれの破産手続に参加することができる。

改正前民法441条は、連帯債務者の全員又はそのうちの数人が破産手続開始の決定を受けたときは、債権者は、その債権の全額について各破産財団の配当に加入することができる」と規定していた。

しかし、破産法104条において、同趣旨の規定があるため、独自の存在意義に乏しい。そこで、廃止することとした。

4 連帯債務者間の求償関係

(1)連帯債務者間の求償権（変更）

民法第442条

(1)連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した金銭その他の財産の額（その財産の額が共同の免責を得た額を超える場合にあっては、その免責を得た額）のうち各自の負担部分について求償権を有する。

(2)前項の規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。（改正前民法第442条第2項と同文）

（改正前民法442条）

- 1 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。
- 2 改正法と同じ

本条は、判例を明文化することとし、連帯債務者の一人がその負担部分に足りない弁済をした場合であっても、弁済した連帯債務者は他の連帯債務者に対して、各自の負担部分の割合に応じて求償できることとした。

また、連帯債務者の一人がなした弁済につき、当該財産の額が共同の免責を得た額を超える場合には、その免責を得た額のうち各自の負担部分に限るものとした。解釈上異論がないところであるが、明文で規定することにしたものである。

(2)連帯債務者間の通知義務（変更）

民法第443条

- (1)他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が共同の免責を得ることを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、その連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。
- (2)弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た連帯債務者が、他の連帯債務者があることを知りながらその免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済その他自己の財産をもって免責を得るための行為をしたときは、当該他の連帯債務者は、その免責を得るための行為を有効であったものとみなすことができる。

(改正前民法443条)

- 1 連帯債務者の一人が債権者から履行の請求を受けたことを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、過失のある連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。
- 2 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、その免責を得た連帯債務者は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができる。

本条1項は、改正前民法443条1項における事前の通知の制度を維持するものである。なお、若干要件の変更がなされている。

まず、改正前の民法443条1項は、債権者から履行の請求を受けたことを通知の内容と定めていたが、履行の請求を受けずに弁済しようとする場合にも適用があることは疑いなく（通説）、また通知の内容として履行の請求を受けたかどうかは重要ではなく、弁済しようとしていることが重要であるから、かような点を踏まえて要件を変更している。

また、本条2項は、改正前民法443条2項を維持するものである。事前の通知の制度を残す以上、事後の通知の要件・効果を改める必要がないことによる。

なお、両項通じて、存在を知らない連帯債務者に対して、事前及び事後の通知を行うことはできないことから、「他の連帯債務者があることを知りながら」という要件が新たに加えられた。

(3)負担部分を有する連帯債務者が全て無資力者である場合の求償関係（変更）

民法第444条

- (1)連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。(改正前民法第444条本文と同文)
- (2)前項に規定する場合において、求償者及び他の資力のある者がいずれも負担部分を有しない者であるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、等しい割合で分割して負担する。
- (3)前二項の規定にかかわらず、償還を受けることができないことについて求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。

(改正前民法444条)

連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。ただし、求償者

に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。

本条は、求償者及び他の資力のある連帯債務者が、いずれも負担部分を有さない場合には、求償者及び他の資力のある連帯債務者との間で、平等の割合で負担することと定めたものである。

(4)連帯の免除をした場合の債権者の負担（変更）

改正前民法第445条を削除するものとする。

（改正前民法445条）

連帯債務者の一人が連帯の免除を得た場合において、他の連帯債務者の中に弁済をする資力のない者があるときは、債権者は、その資力のない者が弁済をすることができない部分のうち連帯の免除を得た者が負担すべき部分を負担する。

改正前445条は、債権者が連帯債務者の一人に対して連帯の免除を与えた場合に、他の連帯債務者の中に弁済をする資力のない者があるときは、その資力のない者が弁済をすることができない部分のうち連帯の免除を得た者が負担すべき部分を、債権者が負担すると規定している。

しかし、債権者が連帯の免除をする目的は、連帯の免除を与えた連帯債務者に対して負担部分を超えて請求しないという点にあり、それ以上の負担を強いられることまで許容していないのであって、債権者の合理的意思に反するとの批判がなされている。

そこで、本条の規定を廃止することとした。

もとより、連帯の免除という制度自体を廃止するものではない。

5 不可分債務（変更）

民法第430条

第四款（連帯債務）の規定(民法第440条の規定を除く。)は、債務の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債務者があるときについて準用する。

（改正前民法430条）

前条の規定及び次款（連帯債務）の規定（第434条から第440条までの規定を除く。）は、数人が不可分債務を負担する場合について準用する。

本条は、混同の場合を除き、連帯債務と同じ効果をもたらすものとしている。

6 連帯債権（新設）

民法第432条

債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債権を有するときは、各債権者は、全ての債権者のために全部又は一部の履行を請求することができ、債務者は、全ての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。

（改正前民法428条）

債権の目的がその性質上又は当事者の意思表示によって不可分である場合において、数人の債権者があるときは、各債権者はすべての債権者のために履行を請求し、債務者はすべての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。

まず、債権の目的が性質上可分である場合であることを要する。不可分である場合には、それは連帯債権ではなく、不可分債権となる。

次に、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債権を有するときであることを要する。法令の規定の例としては、復代理人に対する本人及び代理人の権利（改正前民法107条2項）、転借人に対する転貸人及び賃貸人の権利（同613条）がある。

効果として、不可分債権と同じである。ただし連帯債権者の一人について生じて事由等の効力は、後述のとおりの違いが見られるが、本条が規定する履行の請求については、不可分債権と同じく、絶対的効力がある。

7 連帯債権者の一人について生じた事由の効力等

(1) 連帯債権者の一人との間の相殺（新設）

民法第434条

債務者が連帯債権者の一人に対して債権を有する場合において、その債務者が相殺を援用したときは、その相殺は、他の連帯債権者に対してもその効力を生ずる。

（改正前民法429条）

1 不可分債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があった場合においても、他の不可分債権者は、債務の全部の履行を請求することができる。この場合においては、その一人の不可分債権者がその権利を失わなければ分与される利益を債務者に償還しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、不可分債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の不可分債権者に対してその効力を生じない。

債務者が連帯債権者の一人に対して債権を有する場合において、その債務者が相殺を援用したときは、その相殺は、他の連帯債権者に対してもその効力を生ずるとするものである。

(2) 連帯債権者の一人との間の更改又は免除（新設）

民法第433条

連帯債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があったときは、その一人の連帯債権者がその権利を失わなければ分与されるべき利益に係る部分については、他の連帯債権者は、履行を請求することができない。

（改正前民法429条）

1 不可分債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があった場合においても、他の不可分債権者は、債務の全部の履行を請求することができる。この場合においては、その一人の不可分債権者がその権利を失わなければ分与される利益を債務者に償還しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、不可分債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の不可分債権者に対してその効力を生じない。

解説

連帯債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があったときは、その一人の連帯債権者がその権利を失わなければ分与される利益に係る部分（連帯債務における負担部分に対応して連帯債権に観念される利益部分）については、他の連帯債権者は、履行を請求することができない。

不可分債権は性質上不可分であるから、その一部を履行することもできないため、不可分債権者は全部の履行を請求せざるを得ない。ただ、全部の履行を得た債権者において、その利益の配分に際して、本来更改又は免除がなされた連帯債権者に分与されるべき利益を債務者に償還するしか方法がない。

しかし、連帯債権は、性質上可分であることが今回要件とされたため、更改又は免除を受けた連帯債権者以外の債権者においては、その分与部分を控除した残額を請求することが物理的に可能である。そのため、連帯債権について不可分債権と別の規律をすることに合理的理由がある。

(3) 連帯債権者の一人との間の混同（新設）

民法第435条

連帯債権者の一人と債務者との間に混同があったときは、債務者は、弁済をしたものとみなす。

（改正前民法429条）

1 不可分債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があった場合においても、他の不可分債権者は、債務の全部の履行を請求することができる。この場合においては、その一人の不可分債権者がその権利を失わなければ分与される利益を債務者に償還しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、不可分債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の不可分債権者に対してその効力を生じない。

連帯債権者の一人と債務者との間に混同があったときは、債務者は、弁済をしたものとみなすと規定され、混同が絶対的効力を有することとなった。理由は次のとおり。

もし混同を相対的効力とした場合には、混同を生じた連帯債権者の一人は、他の連帯債権者に全額弁済しなければならない、その弁済の後、自分の取り分を取り戻すことになるが、これは迂遠である。

連帯債権は不可分債権と異なり、性質上可分であるから、むしろ弁済があったものとしたうえで、混同が生じた連帯債権者が、他の連帯債権者に対し、他の連帯債権者の取り分を分配する方が簡明である。

(3)相対的効力の原則（新設）

民法第435条の2

第432条から前条までに規定する場合を除き、連帯債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の連帯債権者に対してその効力を生じない。ただし他の連帯債権者の一人及び債務者が別段の意思表示をしたときは、当該他の連帯債権者に対する効力は、その意思に従う。

連帯債権において、連帯債権者の一人の行為又は一人について生じた事由が他の連帯債権者に対して効力を生じないこと（相対的効力）を明記したものである。

連帯債務と同様に、債権者と、他の連帯債権者との間で別段の意思表示がなされたときは、当該他の連帯債権者に対する効力は、その意思に従って定めることになる。

8 不可分債権（変更）

民法第428条

債権の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債権者があるときは、各債権者は全ての債権者のために履行を請求し、債務者は全ての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。

（改正前民法428条）

債権の目的がその性質上又は当事者の意思表示によって不可分である場合において、数人の債権者があるときは、各債権者はすべての債権者のために履行を請求し、債務者はすべての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。

今回の改正で、連帯債権が規定されたことを受けて、当事者の意思表示によって不可分となる不可分債権は、連帯債権と規定し直されることになるため、この部分を削除したものである。